

安曇野市小中学校外国語指導助手派遣業務委託 仕様書

1 業務名

安曇野市小中学校外国語指導助手派遣業務委託

2 履行期間

契約日から令和10年3月31日

ただし、派遣期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3カ年）

3 目的及び派遣内容

小中学校における外国語教育において、外国語（英語）に触れる機会、外国の異文化、生活に慣れ親しむ機会を提供し、文部科学省が示す学習指導要領に基づき、言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成し、国際感覚の基盤を培うために、小中学校に外国語指導助手を派遣する。

派遣元は、5に記載する就業場所より提示された運営内容及び教育課程によって業務の目的を外国語指導助手に理解させ、就業場所の目指す外国語活動教育及び国際理解教育の成果が上がるよう努めること。

派遣元は、4に記載する外国語指導助手の業務の履行に当たり、外国語指導助手のサポート、派遣先、就業場所との連携をとらなければならない。

4 外国語指導助手の業務

- (1) 外国語活動及び国際理解教育授業の補助指導業務、発音の補助、授業への意欲喚起
- (2) 外国語活動及び国際理解教育授業の企画及び提案
- (3) 外国語活動及び国際理解教育に使用する教材の開発及び提供、年間指導計画・指導案作成補助
- (4) 外国語活動及び国際理解教育に関する文献の紹介、資料及び情報の提供
- (5) 職員を対象とする効果的な外国語活動及び国際理解教育の指導力向上を目的とした職員研修への協力
- (6) 日本文化を理解したうえでの自国文化の紹介
- (7) ホームステイ事業や海外交流事業等、学校で実施される国際交流事業への支援
- (8) 行事やスピーチコンテスト等の特別活動における児童生徒との交流及び外国語指導
- (9) 学校生活における児童生徒との積極的な交流
- (10) 学校における国際理解を目的とした公開授業等での地域住民対応の協力
- (11) 小学校の業務の履行における簡易な日本語での打ち合わせ
- (12) 前各号に付随又は関連する業務

5 就業場所及び派遣人数

【小学校】

豊科南小学校、豊科北小学校、豊科東小学校、穂高南小学校、穂高北小学校、穂高西小学校、三郷小学校、堀金小学校、明南小学校、明北小学校

【中学校】

豊科南中学校、豊科北中学校、穂高東中学校、穂高西中学校、三郷中学校、堀金中学校、明科中学校

※ 小中合わせて 11 名の配置とするが、小中兼務も可能とする。

6 契約上限額及び委託料の支払い

3 カ年合計 169,449,000 円（消費税及び地方消費税込）とする。なお、これを超える提案及び契約はできないものとする。

年度ごとの契約上限額は下記のとおりとする。

派遣料の支払いは 36 回（36 カ月）に分割して、令和 7 年 4 月から令和 10 年 3 月まで毎月払いとする。

年度区分	契約上限額（消費税及び地方消費税込）
令和 7 年度	56,483,000 円
令和 8 年度	56,483,000 円
令和 9 年度	56,483,000 円

7 業務履行日等

- (1) 履行日は、年度当初に安曇野市教育委員会で作成する派遣日程表に基づき、月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに就業場所の休日は、業務の履行を要しないものとする。ただし、就業場所や派遣先の行事等により事前に双方の合意がある場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を就業日とすることができる。
- (2) 外国語指導助手は、派遣日程表に記載された休日以外に、派遣元より付与された年次有給休暇を取得することができる。ただし、年次有給休暇を取得する際は、事前に当該就業場所の責任者に申し入れること。
- (3) 就業場所の計画に準じて実施し、授業参観、学校行事、その他必要に応じて業務を行う。
- (4) 指導の業務時間は午前 8 時 15 分から午後 4 時 45 分までとし、休憩時間を 45 分設けるものとする。（1 日の勤務時間は 7 時間 45 分とする。）なお、勤務時間については厳守するものとする。ただし、派遣元と派遣先双方の合意がある場合は、年度当初に業務時間を変更できる。また、労働者派遣個別契約書に就業場所ごとの業務時間を明記する。
- (5) 派遣先が認める研修については、履行日として認めるものとする。

(6) 就業場所での指揮命令権者は、当該就業場所の責任者又は担当職員とする。

8 外国語指導助手の条件

外国語指導助手は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 原則、英語を母国語とする者
- (2) 大学以上の教育機関を卒業した者又は同等の教育を受けた者
- (3) 業務の履行に必要な水準の技術力、指導力を身に付けた者
- (4) 外国語教育に関心があり、積極的に児童生徒とともに活動する意欲があること。
- (5) 日本の文化、慣習を理解し、いかなる場合においても社会人、教師として自覚ある行動ができる者
- (6) 指導者としてふさわしい態度、服装等をする事。
- (7) 小学校に勤務する外国語指導助手については、業務の履行に際し、補助なく職員との打ち合わせができる程度の日本語能力があり、就業場所において、職員と積極的にコミュニケーションを図り、連携して教育に携わることができること。
- (8) 業務を適正に履行できるように所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有する者
- (9) 日本での就労経験又は留学経験が通算半年以上ある者

9 派遣先及び派遣元の指導監督事項等

- (1) 派遣先及び派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 44 条から第 47 条の 4 までの規定を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。
- (2) 派遣元は、法律及び風紀の維持に努め、業務が適正に履行できるように外国語指導助手へ助言、指導をし、研修を実施すること。なお、研修を実施した場合は、研修終了後に速やかに研修内容が確認できる報告書を派遣先へ提出すること。
- (3) 派遣元は、労働基準法等関係法令を遵守すること。健康保険、雇用保険、厚生年金保険等の社会保険加入手続きは派遣元が行い、社会保険等の加入手続きが済み次第、そのことを派遣先へ報告すること。
- (4) 派遣元は就業場所と外国語指導助手との間の連絡体制の整備及び連絡調整をすること。
- (5) 派遣元は、派遣先が業務の履行に支障が生じていると判断したときは、速やかに改善を図る。
- (6) 派遣元は、事前に健康診断を行い、健康であることを確認したうえで派遣するとともに、健康診断書の写しを 1 年に 1 回、派遣先へ提出する。
なお、外国語指導助手が下記の疾病等にかかったときは、派遣を中止すること。
ア 伝染性の疾病にかかったとき。
イ 精神疾患のために、自身を傷つけたり、他人に害を及ぼしたりするおそれがあるとき。

ウ 心臓、腎臓、肺などの疾病で労働に支障をきたすおそれがあるとき。

- (7) 派遣元は、業務を履行するに当たり外国語指導助手を定め、派遣先へ事前に通知する。なお、年度途中で外国語指導助手の変更は原則認めないものとする。やむを得ない事情で交代する場合は派遣先へ1ヵ月前までに通知する。
- (8) 外国語指導助手がその適正を欠くと派遣先が判断した場合は、派遣元は指導や研修を実施するものとする。指導や研修で改善されない場合は、派遣先は、派遣元に外国語指導助手の変更を要求できるものとし、派遣元はこれに応じるものとする。
- (9) 外国語指導助手が病気などで休暇をとる場合は、派遣元が就業場所に連絡する。なお、やむを得ない理由で休暇が長期にわたる場合は派遣先、派遣元、外国語指導助手、就業場所との協議により決める。
- (10) 派遣元は、外国語指導助手が宗教活動、政治活動等を行わないよう指導すること。
- (11) 派遣元は、外国語指導助手が業務を履行した日は、出勤簿に勤務時間を明記させ、就業場所の責任者又は担当者が押印したうえで、毎月末に出勤簿を派遣先へ提出する。
- (12) 派遣元は、外国語指導助手の履行日に就業場所を訪問し、業務が適正に執行されているか確認をした上で、報告書を毎月末に派遣先へ提出する。
- (13) 派遣元は、外国語指導助手が業務上知り得た情報を他に漏らさないよう、指導を徹底する。

10 その他

- (1) 契約金額には、給与、管理費（法定福利等各種保険含む）、渡航費（査証等も含む）、赴任費、住宅費、通勤交通費、研修等に要する経費等、本業務に関する一切の経費を含むものとする。
- (2) 派遣元は、契約書及び本仕様書に従い業務に関する法令を遵守し履行すること。また、派遣先が本仕様書に定める事項を確認するために必要な書類を求めた場合は、派遣元は速やかに提示するものとする。
- (3) 契約書及び本仕様書に記載がない事項又は疑義が生じた場合については、派遣先と派遣元の協議により決定する。

11 責任者

派遣先責任者 安曇野市教育委員会 教育長

12 問い合わせ先

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地
安曇野市 教育部 学校教育課 学校教育担当
係長：山浦 功和 担当：宮下 俊樹
電話：直通 0263-71-2460 FAX：直通 0263-71-2338
E-mail：gakkoukyouiku@city.azumino.nagano.jp